平成２４年（再ロ）第６号

北九州市小倉南区葛原元町２丁目１番32号　B102

再生債務者　友成　直美

1　決定年月日時　平成24年８月３日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年８月31日まで

4　一般異議申述期間　平成24年９月７日から平成24年９月14日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１０００１号

東京都練馬区高松２―21―17―Ⅱ105

再生債務者　清宮　賢一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月２日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１８号

大阪府吹田市上山田６番８―807号

再生債務者　篠田　拓也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月２日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第２４号

大阪市都島区都島南通２丁目１番８―710号

再生債務者　塚本　重男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月２日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による免責決定

平成２４年（モ）第９０５０３号

大阪府東大阪市花園東町１丁目10番14号

再生債務者　本田沙百合

1　主文　再生債務者を免責する。

2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。

平成24年８月２日

大阪地方裁判所第６民事部

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、平成24年８月１日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項に基づき公告します。

平成 24 年８月 13 日

東京都日野市旭が丘四丁目７番127号

ＧＥヘルスケア・ジャパン企業年金基金

清算人氏名　吉住　陽之

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、平成24年８月１日をもって清算結了の承認を受けたので、企業年金基金令第59条に基づき公告します。

平成 24 年８月 13 日

東京都日野市旭が丘四丁目７番127号

ＧＥヘルスケア・ジャパン企業年金基金

清算人氏名　吉住　陽之

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 24 年８月 13 日　　静岡県教育委員会

1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名

⑴　小学校教諭１種免許状、静岡県教育委員会、静岡県（大阪府）、八幡　遼介

⑵　中学校教諭１種免許状（数学）、静岡県教育委員会、静岡県（大阪府）、八幡　遼介

⑶　高等学校教諭１種免許状（数学）、静岡県教育委員会、静岡県（大阪府）八幡　遼介（本籍地の括弧書きは免許状に記載の本籍地）

⑷　中学校教諭１種免許状（理科）、東京都教育委員会、静岡県、齊藤　政男

⑸　高等学校教諭１種免許状（理科）、東京都教育委員会、静岡県、齊藤　政男

2　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十五日

掲載頁　一三三頁（号外第一三七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十五日

掲載頁　一三六頁（号外第一三七号）

平成二十四年八月十三日

東京都中野区中野三丁目三四番二八号

（甲）株式会社エイムクリエイツ

代表取締役　北出恭次郎

福岡県福岡市博多区奈良屋町四番一五号

（乙）株式会社モンデ

代表取締役　北出恭次郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年十月一日であり、両社は会社法第三九九条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十四年八月三日までに終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十九日

掲載頁　二三四頁（号外第一四三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月十三日

掲載頁　四十二頁（号外第一五三号）

平成二十四年八月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号

（甲）株式会社パソナテック

代表取締役　吉永　隆一

東京都千代田区大手町二丁目六番四号

（乙）株式会社パソナテンジニアリング

代表取締役　鈴木　伸良

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十四年六月二十九日までにおり申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月二日

掲載頁　九十五頁（号外第一四四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月十一日

掲載頁　一二五頁（号外第一五二号）

平成二十四年八月十三日

東京都千代田区大手町二丁目三番六号

（甲）株式会社パソナヒューマンパワー

代表取締役　芝野　喜一

大阪府大阪市中央区淡路町四丁目三番一五号

（乙）株式会社パソナマークティング

代表取締役　芝野　喜一

合併公告

左記法人は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十四年七月三十一日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、平成二十四年十月二十二日までにお申し出下さい。

平成二十四年八月十三日

山梨県甲府市丸の内二丁目十四番十二号

（甲）社団法人山梨県私学教育振興会

理事長　渡邉　弘

山梨県甲府市丸の内二丁目十四番十二号

（乙）財団法人山梨県私学教職員退職金

財団　理事長　山田紀彦

山梨県甲府市丸の内二丁目十四番十二号

（丙）社団法人山梨県私立幼稚園協会

理事長　鈴木信行